

獨協医科大学利益相反(COI)自己申告書の提出要領

基本的な考え方

本学教職員等は利益相反管理規程第4条に定める事項について、利益相反に関する自己申告書を利益相反管理委員会に提出しなければならない(第8条)。

利益相反管理規程(抜粋)

(利益相反管理の対象)

第4条 この規程に基づく利益相反の管理は、前条に規定する者が次の各号に掲げる活動を行う場合を対象として行うものとする。

- (1) 学外に対して産学官連携活動を行う場合
- (2) 企業等から一定額以上の金銭(給与、謝金、原稿料等)若しくは便益(物品、設備、人員等)の供与又は株式等の経済的利益(公的機関から受けたものは除く。)を得る場合
- (3) 企業等から一定額以上の物品、サービス等を購入する場合
- (4) 学生等を社会貢献活動に従事させる場合
- (5) その他、利益相反管理委員会が対象とすることを認める場合

(利益相反自己申告書の提出)

第8条 教職員等は第4条各号に定める事項について、所定の時期又は当該事例の発生前に、利益相反に関する自己申告書(以下、「自己申告書」という。)を管理委員会に提出しなければならない。

2 教職員等が既に行った自己申告の内容に不十分な事項若しくは真実に反する事項等が含まれている場合、又は既に行った自己申告の内容に関してその後修正を要する新たな事実が生じた場合等において、当該教職員等は、その旨を遅滞なく申告しなければならない。

自己申告書の種類

自己申告は以下の2種類となる。

定期申告

対象者：

- ・学長・副学長を含む専任教員全員(5月1日現在在籍者。学外派遣者、休職者等除く)
- ・職員のうち、次に示す者；
事務局長、大学経理部長、病院事務部長、その他研究活動に伴う業者取引に関わる担当部課長及びレジデント

提出時期：毎年5月

申告対象期間：前年度

個別申告

個別申告が必要となる場合：

- ・公的研究費の交付申請、契約前(文科省・学振管轄の科学研究費助成事業は除く)
- ・臨床研究、治験審査受審時
- ・定期申告対象外の職員についても、第4条各号に定める事項が発生するときは、利益相反(COI)自己申告書を提出しなければならない
- ・その他、個別申告が必要である時

問い合わせ先

総務部研究協力課 直通 0282-87-2474 内線 2050 Mail:kenkyu@dokkyomed.ac.jp